

人材獲得に必要な経費を支援します。



プロフェッショナル人材 を採用する場合 … 最大 **100** 万円/人

副業・兼業人材 を活用する場合 … 最大 **50** 万円/人

「攻めの経営」に取り組む中堅・中小企業のみなさまを応援します

広島県では、新事業展開等のため、外部のプロフェッショナル人材を採用したり、副業・兼業の形態で受け入れる場合に必要の人材紹介手数料や業務委託料の一部を補助します。

外部人材を獲得して、事業を加速しませんか？ 例えば…

企業経営の経験者を採用して、組織力を強化したい

海外進出のための経験豊富な人材を確保したい

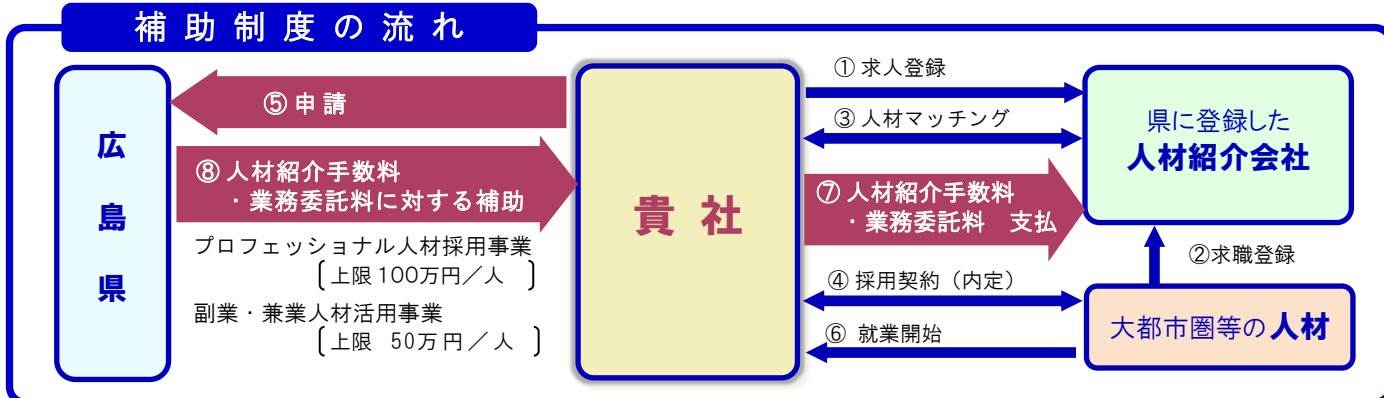
工場長経験者を採用して、生産性を向上したい

新たな研究開発部門立ち上げを統括する人材を確保したい

人事・経理業務を統括する人材を採用し、管理機能を強化したい

兼業人材を活用し商品を web でも販売できるようにしたい

補助制度の流れ



申込期間

契約（契約の内定を含む。）日から、就業を開始する日の7日前までに申請書を提出してください。

募集期間

令和7年 (2025) **3月24日** まで

※ 予算額に達した時点で募集を終了します。

◀ 中小企業等プロフェッショナル人材確保支援事業補助金の内容 ▶

	プロフェッショナル人材採用事業	副業・兼業人材活用事業
応募資格	新事業展開等に必要な人材を求めている県内の中小・中堅企業、組合等	
採用・活用 の 条 件	登録人材紹介会社を利用し、プロフェッショナル人材を採用すること 【採用の期間】 令和6年4月1日～令和7年3月31日	登録人材紹介会社と業務委託契約を締結し、副業・兼業人材を活用すること 【活用の期間】 令和6年4月1日～令和7年3月31日までに開始。令和8年3月31日までに終了
人材要件	専門的な技術や免許資格、知識や技能を有していること	
	(1) 直近の就業先が次のいずれかであること ・県外に本社若しくは本店を置く法人 ・大企業（資本金 10 億円超かつ従業員 1,000 人以上） ・国 (2) 採用時の報酬が①②のいずれかであること ①理論年収※600 万円以上 ※人材紹介手数料の算出根拠となる採用後 1 年間の報酬支払見込み額 ②月額基本給※37 万円以上 ※割増賃金の基礎となる賃金	(1) 県外在住であること (2) 業務委託契約※に基づき、職務や期間を限定して業務に従事すること ※業務委託契約の条件 ① 1 名当たりの業務委託料：150 万円以上 ② 1 名当たりの業務委託契約期間：3 か月以上
補助の内容	(1) 登録人材紹介会社に支払う人材紹介手数料（成功報酬部分）の2分の1を補助 (2) 補助上限額：100 万円/人 【人材紹介手数料の条件】 令和7年3月31日までに支払いを完了	(1) 登録人材紹介会社に支払う業務委託料の17.5%を補助※ ※ 人材紹介手数料に相当する率・額が定められている場合は、これを基に算出 (2) 補助上限額：50 万円/人 【業務委託料の条件】 令和8年3月31日までに支払いを完了
補助回数	令和6年度を通じて1社につき3回※限り。 ※ 複数名申請する場合は、その役割・業務がそれぞれ異なっている必要あり	
	平成 28 年度から通算6回※を限度 ※ IT・デジタル化に資するものである場合、通算回数に含まない。	
補助金の詳細	詳しくは、HP に掲載している公募要領等をご参照ください。	

プロフェッショナル人材
に関するお問合せ

広島県
プロフェッショナル人材戦略拠点

〒730-8511 広島市中区基町 10-52

☎ 082-513-3428

月～金（開庁日を除く）8:30～12:00 13:00～17:00

✉ syojinzai@pref.hiroshima.lg.jp

広島県ホームページより

プロフェッショナル人材 拠点 検索

補助金の情報や、プロフェッショナル人材の活躍事例などお役立ち情報満載！